

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月15日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第68号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第13条第3項第1号ア中「3,700円」を「3,000円」に、「4,300円」を「3,600円」に改め、同号イ中「4,450円」を「3,600円」に、「5,150円」を「4,300円」に改め、同号ウ中「4,700円」を「3,800円」に、「5,500円」を「4,600円」に改め、同号エ中「5,850円」を「4,750円」に、「6,800円」を「5,700円」に改め、同号オ中「6,850円」を「5,550円」に、「8,000円」を「6,700円」に改め、同項第2号ア中「3,700円」を「3,000円」に、「4,300円」を「3,600円」に改め、同号イ中「4,150円」を「3,400円」に、「4,850円」を「4,100円」に改め、同号ウ中「4,550円」を「3,700円」に、「5,300円」を「4,450円」に改め、同項第3号ア中「3,350円」を「2,750円」に、「3,900円」を「3,300円」に改め、同号イ中「3,900円」を「3,200円」に、「4,550円」を「3,850円」に改め、同号ウ中「4,450円」を「3,600円」に、「5,150円」を「4,300円」に改め、同項第4号ア中「3,050円」を「2,500円」に、「3,550円」を「3,000円」に改め、同号イ中「3,350円」を「2,750円」に、「3,900円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「3,450円」を「2,800円」に、「4,000円」を「3,350円」に改める。

第18条第1項中「第12条に規定する」を削る。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務局人事部給与課)